

午後 3 時 10 分開議

酒井立志委員の質疑及び答弁

平木副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

酒井委員。あなたの持ち時間は60分であります。

酒井委員 自民党議員会の酒井立志です。今日はどうぞよろしく願
いいたします。

初めに、北陸新幹線敦賀開業に向けた取組について3問質問いた
します。

2024年春の北陸新幹線金沢―敦賀間開業まで残り1年となりました。
関西経済界は、北陸新幹線を関西にと、早期の敦賀、大阪までの
全線開業に向けて大いに期待しておられます。

関西圏における機運の醸成を図るためにシンポジウムを開催し、
北陸新幹線について理解を深めるとともに、北陸新幹線が関西にど
のような効果をもたらすのか、北陸新幹線が大阪まで延伸して関西
はどう変わるのかなど、様々なシンポジウムが開催されていると聞
きます。

互いに経済交流を進めていくためには、本県においても同様の取
組が必要ではないでしょうか。

開業効果をより高め、開業により富山県にとってどのような効果
が期待されるのか、県民に具体的に示すとともに、シンポジウムを
開催するなど、開業に向けた機運醸成に取り組むべきと考えますが、
新田知事の御所見をお伺いいたします。

新田知事 北陸新幹線の早期全線整備を図るためには、大阪までつな

がることによる様々な効果を広報して啓発していくことが大切だと考えております。

昨年3月には、北陸新幹線建設促進同盟会において、京都大学大学院の藤井聡さん——富山出身ですが、「国土強靱化～大阪までの早期全線開業を目指して～」というテーマで特別講演会を開催しました。講演会では、今後、発生が危惧される南海トラフ地震に備え国土強靱化を進めるべきであり、数ある対策の中で一番重要なのは新幹線の整備であるということなど、専門である国土強靱化の観点から北陸新幹線の早期全線開業の必要性について熱くお話をいただきました。

また、昨年11月には、北陸新幹線建設促進同盟会も共催で北陸新幹線の整備促進に係るシンポジウムが開催されました。シンポジウムでは、家田仁政策研究大学院大学特別教授が、北陸新幹線は東海道新幹線と比べて駅間が短く、より地域に根差していることなどについて講演されたほか、トークセッションも行われました。

こうした講演会やシンポジウムは、本県では開催されていたわけではないですが、オンラインでも同時配信され、生中継されました。このため、本県の自治体、企業関係者にも参加案内をしており、機運醸成に効果があったものと考えます。

県では、全市町村で構成する北陸新幹線対策連絡協議会や経済団体等で構成する北陸新幹線建設促進富山県民協議会が広報や啓発活動を展開しています。今後も早期全線開業の実現を応援していただけるよう、機運醸成に努めてまいります。

酒井委員 ありがとうございます。

金沢一敦賀間開業に伴って気になるのは、2024年春のダイヤ改正

であります。金沢―敦賀間開業は、本県においてもさらなる脚光を浴びるチャンスと捉えれば、敦賀から本県へのアクセス内容が大変重要であるということはいうまでもありません。

ダイヤ改正には、運行本数や県内での停車など、本県へのアクセスや利便性に関する内容が想定されます。敦賀開業を見据えて、これまで要望してきた新高岡駅でのかがやきの停車などについても一層重要性が高まるものと考えます。

ダイヤ改正に関して、知事はどのように捉えて、どのようにJRに要望していくのか、新田知事にお伺いいたします。

新田知事 令和5年度末の北陸新幹線敦賀開業によりまして、おっしゃるように、ダイヤの大幅な見直しが見込まれています。

新たなダイヤでは、敦賀開業の効果を最大限発揮させるために、とりわけ移動時間が短縮される関西、そして中京方面との利便性を高めるということが本県にとっては大切だと考えます。

このため、これまでも関西、中京方面からの旅客増に対応するための新幹線や敦賀までの在来線特急の運行本数の増加及び敦賀駅での乗換えの利便性の確保、また、現在、富山―金沢間を運行しているつるぎの運行区間の拡大、さらには、地元の要望が強いかがやきの新高岡駅への停車をはじめとする県内駅への停車本数の拡大などについて県の重要要望に位置づけてまいりました。

それとともに、これらのことについては、昨年10月に大阪のJR西日本本社を訪問し、長谷川社長と面談を行い、私から要望したところでございます。その際に長谷川社長からは、敦賀開業の効果を最大限に生かして、関西、中京方面と北陸エリアとの交流を促進するために、利便性の高いダイヤを目指していきたいとの発言をいた

できました。

また、昨年12月にJR西日本本社の役員が来県された際にも、蔵堀副知事から改めて、本県にとって利便性の高いダイヤ編成となるよう要望したところです。

県としては、敦賀開業に伴う新たなダイヤが本県へのアクセスや県民の利便性向上につながり、開業の効果が実感できるものとなるよう、今後とも機会を捉えてJRに対して働きかけてまいります。

酒井委員 ありがとうございます。

知事、高岡市としては、新高岡駅の速達型かがやきの停車、しっかり力を入れて頑張っているところでありますので、知事におかれても後押ししていただければと思います。よろしく願いいたします。

敦賀開業の効果を高めるため、本県が誇る文化遺産のさらなる磨き上げやPRが重要と考えております。

中でも、江戸時代の都市形成の資産が創建当初の姿である近世高岡の文化遺産群については、平成20年に世界遺産暫定一覧表候補の文化資産として位置づけられて以来、これまで国、県の支援によって文化財指定や保存修理事業を推進し、構成資産の充実、磨き上げを進めてこられました。国宝瑞龍寺に加えて、江戸時代の荘厳な姿を取り戻した勝興寺も昨年12月に国宝になったことから、その文化遺産の強みが増したことと存じます。

これまで以上に、大いに様々な活用を図ることで関係人口の増加に期待するものであり、文化遺産群としての面的整備が求められると考えます。

つきましては、近世高岡の文化遺産群の世界遺産暫定一覧表への

記載に向けた今後の取組と意気込みについて、新田知事にお伺いをいたします。

新田知事 近世高岡の文化遺産群について、文化庁からは、近世都市が城下町から商業都市へ発展する過程を示す資産として価値があると評価をいただいています。

一方で、世界的に顕著な普遍的価値の証明がまだ十分ではない。それから、今後、世界史的、国際的な視点に立ち、適切な主題設定や構成資産について検討することが重要であること、また、文化財として保護が十分でないものについては、指定または追加指定などを行うことが重要との課題が示されました。

このため県では、これまで高岡市と連携し、構成資産である高岡城跡の国史跡指定や、金屋町や吉久地区の重要伝統的建造物群保存地区選定などの文化財指定、また勝興寺の保存、修理など、構成資産の充実に取り組んできております。その中で、勝興寺の国宝指定により、文化庁からの課題への取組は一定程度進んだものと考えています。一方で、近世高岡が一覧表に記載されるには、文化庁から示された世界史的、国際的な観点から資産を整理し、その位置づけを明らかにするとともに、その資産が顕著な普遍的価値を持ち、国内で最適かつ十分な事例であることを説明できるようにするという難しい課題に対応していかなければなりません。

現在、文化庁では、世界遺産暫定一覧表見直しの検討を行っているところであり、世界遺産暫定一覧表記載に向けてはまだ課題があるものの、引き続き高岡市さんと一緒になってその解決に取り組むとともに、暫定一覧表記載や世界文化遺産登録に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

なお、先ほど、前の前の質問で藤井聡教授が富山県出身と言ったのは間違いでありまして、彼をよく連れてくる人が富山出身なので、その人とちょっと混乱しました。おわびして訂正します。

酒井委員 ありがとうございます。今ほどお話あったとおりでと思います。

私も平成17年に高岡市議会議員になって以来、ずっと高岡文化遺産の世界遺産登録に向けて取り組んできた経緯があります。懐かしく思っております。

何か流れ星をつかむような話かなと思っていたのですが、勝興寺も国宝になったということから、ますます厚みが出てきたのかなと思っておりますし、そのことに対しても、文化庁が示されておられる対応について、国、県、市と民間と合わせて連携して取り組んでいければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、教育と福祉の充実について質問いたします。

令和元年12月に教員給与特別措置法の改正によって、教員の働き方改革の一環として変形労働時間制を導入できることになったことから、本県での導入方針とその見解について、当時教育長であった伍嶋教育長に伺ったことがあります。

答弁は、導入に当たっては、相当程度の労働時間の総数が縮減されていることが前提であることから、まず教員の長時間勤務の状況を改善することが大変重要であるということ、多忙化解消の取組を進めて長時間勤務を相当程度解消した上で、市町村教育委員会と意見も交換しながら、そのことを踏まえて導入について検討することでありました。

改めてお伺いいたしますが、教員の長時間勤務の状況の推移と変

形労働時間制の導入方針について、荻布教育長にお伺いをいたします。

荻布教育長 今年度の教員の時間外勤務の状況でございますけれども、4月から12月までの月平均で、小学校は40.8時間、中学校54.5時間、高等学校42.4時間、特別支援学校27.6時間となっております。コロナ禍前の令和元年度で申しますと、小学校は49.4時間、中学校65.3時間、高等学校47.7時間、特別支援学校29.9時間でございますが、これと比較しますと、全ての校種において時間外勤務時間は減少しております。

一方で、依然として長時間勤務をしている教員は少なくない状況にありまして、特に中学校においては、今年度、月平均で80時間以上の時間外勤務をしている教員の割合は18.8%となっております。また、今後、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴いまして、学校行事などがコロナ禍前に戻る影響などにも留意していく必要があると考えております。

委員御指摘の1年単位の変形労働時間制は、教員の働き方改革推進の観点から、業務の繁閑に応じ勤務時間を配分する制度でありまして、令和元年12月の教員給与特別措置法の改正によって、各地方自治体の判断で条例などを整備した上で導入することが可能となりました。その導入に当たっては、相当程度の総労働時間の縮減が前提となっております。県教育委員会としては、今ほど申し上げた状況も踏まえまして、今後さらに教員の長時間勤務の状況を改善する必要があると考えております。

本県における導入については、引き続き長時間勤務の改善に努めつつ、他県の状況や県議会、とやま学校多忙化解消推進委員会での

議論、また市町村教育委員会の意見を踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

酒井委員 ありがとうございます。まだまだ長時間勤務対応は、道半ばだなと感じました。

文部科学省の調査では、2021年度に鬱病などの心の病が原因で1か月以上休んだ公立学校の教員が、前年度から1,448人増加で15.2%増、1万944人となり、初めて1万人を超えたことが分かりました。全教員に占める割合も1.19%で過去最高であります。また、その1万944人のうち、病気休暇を取れる上限の原則90日を超え休職したのは5,897人で、これもまた過去最高ということであります。

文部科学省は、慢性化する学校現場の長時間労働や若手教員への負担が増加の背景にあると見ています。心の病を予防するため、日頃から教員のメンタルヘルス対策を行うとともに、早期自覚、対処に向けた保健相談や職場復帰支援などの取組を充実すべきと考えます。

教員が児童生徒としっかり向き合うためには、教員自身が心身ともに元気で健康な状態であることが必要と考えるが、教育委員会として教員の心のケアにどのように取り組んでいくのか、荻布教育長にお伺いをいたします。

荻布教育長 児童生徒に向き合う教員が心身ともに元気で健康な状態で教育に携わることが必要であり、教員の心の健康に関する取組は大変重要と考えます。

このため、県教育委員会では、教職員の心の不調を未然に防ぎ、不調となった際にも上司や同僚からのサポートが受けられやすいような職場づくりに向けて、管理職や中堅教諭などを対象とするメン

タルヘルスに関する研修や臨床心理士によるストレス対策の出前講座などを実施しております。また、教職員が不調を感じたときに、早期対応、早期回復につながるよう、精神科医である心の健康管理医や臨床心理士など専門家による相談体制も整えております。さらに、全ての教職員を対象にストレスチェックを実施しており、高ストレスと判定された者や長時間勤務者などに対しては、医師による面接指導を勧奨しております。

病気休職した教員の円滑な職場復帰に向けましては、管理職研修などを通して、職場復帰に向けた支援の手引きに基づく適切な支援や配慮を各学校に依頼しています。具体的には、段階的に職務に慣れていくための、いわゆる試し出勤期間を設け、健康状態などを把握しながら復帰の可否を確認しますとともに、復帰後の支援として、病気の再発防止のため、業務の負担軽減や経過観察、本人との面談を通して予後の配慮にも努めているところでございます。

今後とも、学校と連携して教員の心のケアに努めてまいりたいと考えております。

酒井委員 ありがとうございます。児童生徒のためにも教員の心のケアにしっかり取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

次に、今定例会の予算委員会でも多くの質問がございましたヤングケアラーについて質問いたします。

いわゆるヤングケアラーの本県の実態調査結果が2月に公表されました。この結果を踏まえ、県では新年度から関係機関によるネットワーク会議の設置やコーディネーターの配置などに取り組まれるとのことでございます。一昨日の武田委員の質問、また先ほどの井

加田委員の質問でも丁寧に御答弁をいただいたところです。

一方で、このヤングケアラーの問題は、顕在化しにくく、当事者のSOSを見逃さないことが重要であることから、分かりやすい相談窓口が必要と考えております。また、窓口で受けた相談に対して、教育部門と福祉部門が連携して必要な支援につなげていかなければなりません。

そこで、ワンストップの相談窓口や支援拠点を設置し、早期発見、把握から適切な支援につなげていく体制を強化すべきと考えますが、有賀厚生部長に所見を伺います。

有賀厚生部長 来年度は、行政、教育、福祉等の関係機関などで構成するヤングケアラー支援ネットワーク会議を設置いたしまして、連携体制の構築やヤングケアラー支援ガイドラインの策定に向けて協議するとともに、県と市町村関係課長で構成する「ワンチームとやま」連携推進本部のワーキンググループにおいて県と市町村との連携策について検討することとしております。

特に、ヤングケアラー支援ガイドラインについては、市町村や関係機関等の連携体制の構築、強化に向けて策定するものであります。具体的には、発見から支援までの連携スキームや、各関係機関の対応方法、また県や市町村の相談窓口などをこのガイドラインに盛り込んで、各地域において一人一人のヤングケアラーへの支援を検討する際に活用できる指針にしたいと考えております。

また、このガイドラインを策定する中で、御提案があったような相談窓口や支援拠点の設置についても検討してまいりたいと思っております。

酒井委員 しっかり検討してください。そもそもヤングケアラーその

ものが、多くの県民に理解されていない、まだまだ認知度が低いと
思っておりますので、啓発活動もしっかり行っていただければと思
います。よろしくお願いいたします。

次に、こども食堂について質問します。

こども食堂は、その多くが地域住民やボランティア団体を中心と
する民間団体等により自主的に運営されており、食事の提供だけで
なく、子供の居場所づくりや見守りのほか、地域の間として非常に
大きな役割を担っています。

1年前にこども食堂を広く普及するための柔軟な対応が必要と求
めましたが、今年に入って、特に砺波市ではこども食堂の開設が活
発であるとの報道もうれしく思っているところでございます。

今後もこども食堂が担う役割はますます大きくなっていくものと
思いますが、こども食堂の運営は、基本的にボランティアや寄附金
によって成り立っておりまして、運営基盤が不安定であることから、
さらなる支援が必要ではなかろうかと考えます。

こども食堂への支援について、立上げ経費に対する助成の充実や
運営費への補助の新設を検討してはどうかと考えますが、有賀部長
に所見を伺います。

有賀厚生部長 県では、これまで市町村と連携してこども食堂の開設
などを支援してきたところでございますけれども、今、委員御指摘
のとおり、こども食堂を実際に運営する方々から、立上げや運営を
サポートする人材を求める声も多いということで、こども食堂の新
規開設に向けて普及啓発や相談支援を担う地域推進アドバイザーの
配置や、食材等を提供する企業や個人と受入れ側のこども食堂との
マッチングを行うフードバンク連携コーディネーターの配置、また、

物価高騰等のために生じる食材費や光熱費の掛かり増し経費に対する支援等の必要経費を新年度予算案に計上したところでございます。さらに、こども食堂の立上げ経費の助成要件としてきた年24回以上の実施という要件を緩和する方向で検討を進めております。

来年度は、こうした新たな支援策に取り組むとともに、引き続きこども食堂に携わる方々の御意見等をお聞きし、さらなる支援の必要性について市町村ともよく協議してまいります。

酒井委員 ありがとうございます。

1年前は、データによると、富山県は人口当たりのこども食堂の設置数が最下位だったというような情報もありまして、ちょっとショックだったのですが、せんだってその最下位を脱出したという記事を読売新聞で読みましてほっとしております。もう少し頑張って、真ん中ぐらいまで目指してやっていきましょう。よろしく願います。

次に、国や県の新年度予算案は、こどもまんなか共生社会の実現に重点を置いたものとなっております。結構なことだと私も思っています。

人口減少、少子化が進む中で、もちろん子供政策を積極的に進めたいと思うのでありますが、その一方で、高齢者に対しても決して置き去りにすることなく、しっかりと目配りしていただきたいとの高齢者の県民の声も聞きます。

県として、新年度予算において、高齢者福祉の充実にどのような方針で取り組むのか、有賀厚生部長にお伺いをいたします。

有賀厚生部長 新年度予算案においては、認知症の正しい理解の普及啓発を推進するため、世界アルツハイマー月間の9月に、県内企業

や市町村とタイアップした認知症にやさしい地域づくりキャンペーンの実施や、地域の公民館等を活用して高齢者のeスポーツ体験会を開催し、高齢者の社会参加と多世代交流を促進するほか、高齢者の権利擁護の観点から、新たに市町村職員の虐待対応スキルを習得するための研修や、市町村が困難事案に迅速に対処するための専門家による相談窓口の設置を行うこととしております。

このほか、介護が必要となられた方が適切に介護サービスを受けられるよう、地域のニーズに応じた介護サービスの基盤整備や介護職員の処遇改善などの人材の確保、定着、そして、ロボット、ICTの導入による介護現場の生産性向上を推進することとしております。

県の高齢者福祉政策については、富山県高齢者保健福祉計画及び第8期富山県介護保険事業支援計画に基づいているわけですが、来年度は新たな計画の策定年度となっておりますことから、医療、介護関係者や学識経験者等の御意見を伺いながら、高齢者施策の基礎となる計画の策定を進めるとともに、市町村と連携して地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをさらに深化、推進してまいりたいと思っております。

酒井委員 ありがとうございます。しっかり今の内容も、いわゆる高齢者施策を置き去りにするなど言われたところでもお伝えしてきましたと思います。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

多文化共生社会の推進について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う入国制限が緩和される中で、外国人労働者の受入れが再び拡大していますので、その子供たちが進

学し、学ぶことができる環境の整備が必要と考えます。

日本語が得意でない外国人生徒にとっては、公立高校の一般入試は容易なことではありません。中学卒業後に進学しない生徒の割合は、中学生全体の水準として1%ですが、日本語指導が必要な中学生については、その割合が10%に上ると聞きます。

日本経済新聞は、2023年の入試で、全国の国公立高校の73%が特別枠を設けていないことを公表しており、外国人に対する特別枠の導入が進んでいない状況が分かりました。

外国籍の子供たちが高校に進学する機会を確保するためにも、県立高校の入試において特別枠の導入を検討すべきと考えますが、荻布教育長に所見をお伺いいたします。

荻布教育長 令和3年度における県内高校に在籍する外国人の生徒数は、国の学校基本調査によりますと、県立、私立の全学年合わせて84名で、うち県立高校は33名となっております。

本県では、現在、定時制高校において、日本語指導が必要な生徒に対し、日本語の基礎を学ぶ講座を開設して支援に努めております。また、県立高校入学者選抜においては、日本語で受検が困難な外国人生徒に対しては、漢字にルビを付す措置をしておりますが、外国人特別枠は設けていないのが現状でございます。

外国人生徒の定員枠や特別選抜を設けている都道府県の中には、日本語指導教員の加配や母語指導のための非常勤講師の配置などにより、学校設定科目の中で外国人生徒の日本語レベルや母語に対応した授業を実施する事例がございます。生徒の状況に合わせてクラス分けをし、少ない人数で授業が行われておりますが、生徒のレベルなどに応じたきめ細かい授業の展開を行うためには、教員の増員

や持ち時間数の増加などが必要となり、講座編成や教室確保なども課題となっているということでございます。

県立高校の入試における外国人特別枠の導入については、日本語指導教員をはじめとする人員確保など、解決すべき課題もありますことから、他県の先行事例を参考としながら研究してまいりたいと考えております。

酒井委員 日本では高校で進学するときは、多くの場合、入試を受けて合格しなければなりません。日本での学習期間が短い外国人の子供にとって、日本語で受けるこの試験は非常に難しいと思いますが、都道府県によっていろいろ手助けがあります。

今ほど教育長おっしゃいましたが、富山県では特別措置として、入国6年以内の外国籍の生徒は、漢字にルビをつけて受検しています。一方、様々ではありますが、例えば大阪府では、漢字ルビ以外にも時間延長、辞書持込みやキーワードの外国語併記等の特別措置があります。これらを比較すると、日本語以外の力もその人の能力として見ている大阪のほうが魅力的と捉えられると思います。

本県においても、公平性の観点から特別措置のさらなる充実が必要と考えますが、県立高校の入試における今後の方針について、荻布教育長にお伺いをいたします。

荻布教育長 県立高校の入学者選抜については、毎年、高校と中学校の関係者による連絡協議会で検討し、改善をしてくれており、様々な配慮を必要とする志願者に対する制度も整えてきているところであります。

日本での学習期間が短い外国人生徒にとっては、日本語で受ける入試が困難であるため、県教育委員会では、平成23年度実施の選抜

において、入国後6年以内の外国人生徒に対して、申請により検査問題の漢字にルビを付す措置を導入し、同年には外国人生徒やその保護者に向けた高校進学説明会を開催したところであります。

この説明会は、現在はNPO法人アレッセ高岡によって開催をいただいております。県教育委員会からは毎回職員を派遣し説明を行ってきております。英語のほか、ポルトガル語や中国語、ウルドゥー語、タガログ語などの翻訳つきパンフレットなどを用いまして、高校で学ぶ意義や学科の種類、入試の概要、経済的支援などについて説明をしております。

委員から御紹介のありましたように、大阪府では、府立高校8校において帰国生徒や外国人生徒のための特別枠を設けているほか、一般選抜においても入国後9年以内の外国人生徒に対し、申請により認められた場合は、ルビ振りのほか、時間延長や辞書の持込みを認め、またキーワードに外国語を併記するといった配慮を行っております。

県教育委員会としては、こうした特別措置の取扱いについては、ハンディがある外国人生徒に対して選抜方法の公平性の観点からどのような配慮が適切かについて十分に検討した上で定めることが必要と考えております。今後、他県の例も参考としながら、連絡協議会において検討してまいりたいと考えております。

酒井委員 よろしく申し上げます。本県においても外国人がしっかり活躍できるような、そんな県であっていただきたいと思います。

次に、外国人の日本語教育の環境について質問いたしますが、県では、外国人の日本語教育環境の充実を図るため、今年度からとやま国際センターにコーディネーターを配置し、日本語教師同士や関

係機関とのネットワークづくりに取り組むとともに、有識者らで構成する総合調整会議を設置し、日本語教育推進のための体制整備に向けた施策の検討を進めているとのことであります。

これまでの成果と今後の方針について、広島生活環境文化部長にお伺いをいたします。

広島生活環境文化部長 令和元年に日本語教育の推進に関する法律が施行されまして、外国人の日本語教育を受ける機会を確保することや日本語教育の水準の維持向上が求められる中、本県では令和2年度以降、養成講座を開設いたしまして、県内各地域にある日本語教室で活動する日本語教師や日本語ボランティアを育成してまいりました。

一方で、日本語教室の指導助言体制の整備などに課題があったことから、今年度は、委員から御紹介いただきましたとやま国際センターにコーディネーターを設置し、県内の日本語教室からの相談に応じまして、教室の授業内容を確認し、アドバイスするなど、指導助言に対応しております。また、このほか、県と関係機関が連携して日本語講師会を設置し、講師会から県内の日本語教室へ講師を今年度は84回派遣するなど、教室運営を支援しているところでございます。

また、県内における日本語教育の機会の拡充や日本語教育への県民の皆様への理解と関心の増進などに向けまして、これも委員から御紹介いただきましたが、関係団体と有識者からなります総合調整会議に富山県日本語教育推進会議というものを新たに設置しました。現在、こちらの推進会議におきまして、富山県日本語教育の推進に関する基本的な方針の取りまとめ作業を行っております。

本県としましては、今後この方針に基づきまして、県民の理解促進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

引き続き関係機関と連携し、外国人の方々が必要な日本語能力を身につけ、安心して生活、活躍できるよう、日本語教育環境の充実に努めてまいります。

酒井委員 廣島部長、そのようによろしくお願いいたします。

次に、警察署の再編と機能強化について質問いたします。

県警察では、人口減少、少子高齢化の急速な進行やサイバー犯罪等の新たな治安上の脅威といった、情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できる、しなやかで強靱な組織体制を構築するため、昨年2月に富山県警察機能強化推進計画を策定されました。

この計画において再編整備方針に基づき、治安情勢や地域住民の利便性を考慮された高岡署、氷見署の統合署として、高岡西部中学校跡地が候補地とされましたが、新設される警察署には新たな機能強化として、県警のヘリやドクターヘリ等が発着陸可能な環境整備を行っていただき、他の警察署、県防災センター、医療機関等との連携が可能なものにしていただきたいと思いますと考えますが、杉本警察本部長の御所見を伺います。

杉本警察本部長 再編に伴い新設する警察署庁舎の整備を進めるに当たりましては、多様な事案に的確に対応できる施設であること、災害拠点として警察活動を維持できる施設であることなど、庁舎の基本コンセプトのほか、規模、機能等、基本的な方向性を定めた基本構想を今後策定していくこととしております。

委員御質問のヘリポートにつきましては、警察としてもその必要性や効果について十分に認識しているところでございまして、これ

までもそれぞれの庁舎の基本構想に基づいて、富山南警察署などで設置しております。

また御提案の県警ヘリは、災害発生時において捜索救助活動、被災地域の情報収集、避難誘導、広域交通規制などを行うものでございますし、ドクターヘリは傷病人を医療機関に搬送するとともに、機内で救命医療を施すものでございますけれども、新たなヘリポートの設置によりこれらヘリを活用する場面や可能性が広がり、関係機関等と連携してより効果的、効率的に活動を行うことができるようになるものと考えております。

一方で、ヘリポートの設置につきましては、離着陸地帯の位置、長さ、幅、表面の勾配など、国において設置基準が定められておりますので、今後、新警察署庁舎の整備に当たっては、それぞれの地域の実情等も踏まえながら、その設置の可否について慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

酒井委員　そういうふうに提案させていただきます。ぜひ実現できればいいなと思っております。よろしく願いいたします。

次に、今回の再編の大きな目的の一つに、住民にとって身近な交番の機能強化があるとのことではありますが、具体的には、再編により警察署の人員規模が大きくなることで刑事や交通などを専務とする警察官が増えるため、交番等に勤務する地域警察官は、本来の主たる業務であるパトロール活動や巡回連絡に専念できる時間が増えていくとの話でありました。大変結構なことだと思います。

地域警察活動を充実強化していくことで、地域住民の安全・安心のよりどころである交番の機能強化を図る必要があります。先ほど井加田委員も、そういったいわゆる各交番等の強化について、心配

する思いを伝えられておられました。私も同感であります。

そのためには、機動力があり、柔軟な配置が可能な移動交番車の積極的な活用が大変有効的ではなかろうかと考えます。移動交番車の本県における活用状況と今後の方針について、杉本警察本部長に伺います。

杉本警察本部長 移動交番車は、その機動力を生かし、交番から遠い地域や事件、事故が多い地域において、動く交番として柔軟に配置し、各種届出の受理や広報啓発活動、見せる警戒活動等、地域警察官が行う活動を情勢に応じて展開できるものでございまして、委員御指摘のとおり、地域住民の安全・安心を確保する上で有効な手段と考えております。

このため、県警察では、警察署の再編を進めるに当たりまして、警察本部と全ての警察署に移動交番車として運用可能な車両を配備し、警察本部と警察署が連携を図りながら、積極的な運用に努めてまいりました。

令和4年中の活用状況につきましては、新湊曳山まつり等の祭礼において臨時交番として配置したほか、富山市の山田地区や五箇山等の山間地域における広報啓発活動、県内の小学校周辺での児童の見守り活動など、県内の全ての警察署で幅広く展開しており、出動実績は計190回、延べ221日間、これは前年と比較して、回数はプラス59回、延べ日数はプラス55日と活用の拡大を図っております。

今後も移動交番車を県民に周知するための取組を積極的に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和に伴って祭礼や各種イベントが以前のように広く行われることとなると考えられますので、地域住民の御要望や地域情勢を踏まえた活動を一層

強化し、地域警察活動の充実と交番、駐在所の機能強化に努めてまいりたいと考えております。

酒井委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、社会生活基盤の充実について質問いたします。

県道姫野能町線は、高岡市街地と射水市街地を東西に結び、国道8号を補完するとともに、伏木港と新湊地区富山新港を連絡する重要な道路であります。

牧野大橋を含む第1期区間約2キロメートルのバイパス整備については平成25年度に供用しておりまして、引き続き第2期区間として高岡市中曾根から射水市作道地内まで約1.8キロメートルのバイパス整備に取り組んでいただいているところであります。

第2期区間は高岡市側から整備を進めており、高岡市内については、用地取得を終え、路側構造物の整備が行われておりますが、当該道路は、周辺道路への大型車の通行を抑制することにより住民生活の安全性の向上を図るとともに、伏木港と富山新港の連携及び県西部地域の産業活性化を支える重要な役割を担う道路であると思っております。一日も早い完成が望まれますが、進捗状況と今後の早期完成に向けての方針、スケジュール等について、市井土木部長にお伺いいたします。

市井土木部長 県道姫野能町線では、現在、第2期区間のバイパス整備に取り組んでおり、このうち用地補償については、西側の高岡市中曾根地内から着手し、昨年度までに東側の金屋地内を含め、委員御紹介のとおり、高岡市分約4.3ヘクタール全ての用地買収を終えたところでございます。

また、射水市では令和2年度に作道地内で着手し、補償対象とな

る47件のうち今年度契約の7件を含め、全体の5割弱となる22件の契約を終えたところでございます。今後、用地国債を活用し、さらに進捗を図りたいと考えております。また、用地買収を終えた箇所から工事についても順次進めており、今年度末まで中曽根地内の付け替え農道を約820メートルの工事をはじめ、道路側溝工事、地盤安定のための盛土工事をそれぞれ進めることとしております。

このバイパスは県西部の産業活動を支える重要な役割を担っており、引き続き必要な予算を確保し、地元をはじめ、地権者の皆様の御協力をいただきながら、早期完成に向け取り組んでまいります。

酒井委員 市井部長、ありがとうございます。用地国債を活用するという言葉を初めて承りました。ありがとうございます。ぜひこれに大きな期待をしておりますので、一日も早く頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

次に、富山のさかなのブランド化と販路拡大について質問いたします。

今年に入って高岡市や氷見市の海岸をはじめ、新潟県や北海道などでもイワシの大群が発生し、陸に漂着するといった事案が報道されています。また、今月から解禁されたホタルイカ漁では、網にはスルメイカが大量に入るが、肝腎のホタルイカは記録的な不漁となっているなどの報道もありました。例年漁獲されている品種が漁獲されない状況かと思うわけであります。

そのメカニズムはどうなっているのか、また富山湾での漁業への影響はどうか、堀口農林水産部長にお伺いをいたします。

堀口農林水産部長 水産庁の報告によれば、日本海のマイワシの資源量というのは、平成23年から増加傾向にあり、本県の漁獲量も同時

期から急増しております。特に、今年の漁獲は例年より早い時期から見られておりまして、1月から2月末までの漁獲量は2,998トン、過去10年平均の約3倍となっております。県水産研究所では、海水温などの海洋環境が資源の変動に影響を与えているのではないかと考えております。

一方、ホタルイカでございますけれども、本格的な漁が始まる前の2月に岩瀬沖でホタルイカの分布状況を調査したところ、来遊状況はよくない結果でございました。今月1日から昨日9日までの漁獲速報値では、約24キロと極端に少ない状況となっております。

県水産研究所では、これまでもホタルイカの漁獲量予測の調査研究を行ってまいりましたが、令和2年度からは国や兵庫県等と連携いたしまして、日本海の広範囲な海域を対象にホタルイカの分布状況と海洋環境の関係について研究を進めております。現在、水温や塩分、流向、流速等の環境データの収集分析を行っておりますが、変動要因の明確な解明には時間を要するものと考えております。

極端な漁獲量の変動は、漁業経営上の大きな不安材料ともなりますので、引き続き研究を進め、漁業者の皆さんにより詳細な情報や科学的知見を提供するとともに、適切な資源管理を推進してまいります。

酒井委員 様々な要因があるのだらうと思いますが、いずれにしても、日本一おいしい富山湾の魚を目指して頑張っていただきたいと思えます。

最後の質問になります。

富山のおいしい魚をより多くの方々に味わってもらうためには、漁獲量の安定化はもとより、さらなるブランド化や販路拡大に取り

組むことが必要かと考えます。

県では、首都圏へ向けて鮮魚を新幹線で輸送する取組などを進めてこられました。どのような成果があったのでしょうか。結果をしっかりと分析し、民間の取組も含めて、さらなる取組を展開していくことが重要と考えます。

今後、富山のさかなのブランド化や販路拡大にどのような方針で取り組むのか、堀口農林水産部長にお伺いをいたします。

堀口農林水産部長 県ではこれまで、首都圏等でのフェア開催や見本市出展等を実施いたしまして、富山のさかなのブランド化を推進してまいりました。その結果、民間調査会社の調査結果で、本県が魚のイメージのある県の上位となるなど、一定の成果も見られるところです。こうした認知度を生かしまして、さらなるブランド化に向けた販路拡大が重要であると考えております。

このため、富山湾の朝獲れ鮮魚の金沢駅積込みに加えまして、今年度はホタルイカ、シロエビ、ベニズワイガニ、ブリをシリーズでPRするため、季節列車として富山駅積込みも実施しました。首都圏の飲食店等からは、新鮮でお客様の評価が高い、魚問屋からは、小売店での定期販売につながったなどの好意的な声がある一方で、利用できる便が限られるなど、輸送の利便性の課題も指摘されております。

東京と大阪で開催されましたシーフードショーへの出展の際には、バイヤーの方々から他の食材も紹介してほしいとの要望があったほか、官民協働事業レビューでは、新幹線輸送によるブランド化は、高級飲食店等へのアプローチなど裾野を広げる戦略が必要との御意見などもあったところです。

新年度は、県内農林水産業者等とバイヤーの双方がウェブ上で商談できるサイトを活用しまして、さらなるマッチングを進めるとともに、新幹線に加え、航空機輸送による利便性の向上、富山のさかなとお米や日本酒等の食材を組み合わせた高級飲食店等へのプロモーションなどを実施することとしております。

今後も適切な資源管理や栽培漁業の推進による漁獲量の安定化を図りながら、富山のさかなのさらなるブランド化と販路拡大に取り組んでまいります。

酒井委員 ありがとうございます。いずれにしても、富山のさかなは全国でも注目されていると存じます。今後も航空機、また新幹線とも連携しながら、しっかりブランド化、そして販路拡大に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

私も井加田委員同様、存分に時間も余りました。私の場合は、これで終わりたいと思います。つぶやきません。次期機会を狙って頑張っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

平木副委員長 酒井委員の質疑は以上で終了いたしました。